

(介護・介護予防) 重要事項説明書

指定特定施設入居者生活介護慈光苑事業所 慈光苑

当施設はご契約者に対して指定特定施設入居者生活介護事業のサービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次のとおり説明します。

【第1章 事業所の概要】

1. 事業の目的と運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 社会福祉法人山陰家庭学院が開設する養護老人ホーム慈光苑（以下「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供する事を目的とする。 |
| 運営の方針 | 1 事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行う。 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 3 施設が明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。 |

2. 施設の内容

(1) 施設経営法人

| | | | |
|--------|-----------------|-------|--------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 山陰家庭学院 | | |
| 法人所在地 | 松江市島根町大芦 5707番地 | | |
| 代表者職氏名 | 理事長 澤 真吾 | | |
| 電話番号 | 0852-85-3603 | FAX番号 | 0852-85-3604 |

(2) 施設概要

| | | | |
|--------|------------------------------------|-------|--------------|
| 施設の名 | 特定施設入居者生活介護慈光苑 | | |
| 施設の種類 | 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 | | |
| 指定番号 | 3270101755 | | |
| 施設の所在地 | 松江市東生馬町37番地12 | | |
| 電話番号 | 0852-61-3515 | FAX番号 | 0852-61-3516 |
| 管理者氏名 | 小林 恭行 | | |
| 開設年月日 | 平成18年10月1日 | | |
| 入所定員 | 60名 | | |

3 設備の概要

| | |
|-------|---------------|
| 延べ床面積 | 2,768.92㎡ |
| 建物構造 | 木造2階建て（準耐火構造） |

(1) 居室

| 居室の種類 | 室数 | 1室当たりの面積 |
|-----------|-----|----------|
| 個室（トイレなし） | 58室 | 12.60㎡ |
| 個室（トイレ付） | 2室 | 16.72㎡ |

(2) 主な設備（養護老人ホーム共有）

| 設備 | 室数 | 床面積 (m ²) | 設備 | 室数 | 床面積 (m ²) |
|-----|----|-----------------------|-------|----|-----------------------|
| 静養室 | 1 | 10.42 | 事務室 | 1 | 46.7 |
| 食堂 | 2 | 各84.3 | スタップス | 2 | 32.3 |
| ホール | 1 | 168.0 | テーション | | |
| 浴室 | 2 | 54.6 | 面談室 | 1 | 14.2 |
| 便所 | 21 | 105.2 | 会議室 | 1 | 35.7 |
| 洗面所 | 6基 | 他に各居室設置 | 汚物処理室 | 4 | 29.9 |
| 医務室 | 1 | 26.7 | 洗濯室 | 2 | 40.8 |
| 調理室 | 1 | 144.0 | 家族室 | 1 | 13.5 |

4 職員の配置状況

| 従事者の職種 | 員数 |
|----------|---------|
| 施設長（管理者） | 1名 |
| 生活相談員 | 1名以上 |
| 計画作成担当者 | 1名以上 |
| 介護職員 | 15名以上 |
| 看護師 | 2名以上 |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 医師（嘱託医） | 1名（非常勤） |

5 勤務体制

| 職名 | 勤務時間 |
|------------------|--------------|
| 生活相談員 | 9:00～18:00 |
| 介護職員 | 6:30～15:30 |
| | 7:00～16:00 |
| | 9:30～18:30 |
| | 10:00～19:00 |
| | 17:00～翌11:00 |
| 看護師 （機能訓練指導員） | 7:00～16:00 |
| | 9:30～18:30 |

6 職員の体制

管理者・・・・・・事業所の職員及び業務の管理を一元的に行います。

生活相談員・・・・利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他援助を行います。

介護職員・・・・利用者の自立の支援及び日常生活上の全般に渡る介護を行います。

看護職員・・・・利用者の健康管理や療養上の世話をしますが日常生活上の介護、介助も行います。

機能訓練指導員・・心身機能の向上、健康維持のための指導を行います。

計画作成担当者・・（介護・介護予防）特定施設サービス計画の作成を行います。

医師・・・・・・往診（週1回）し、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

7 施設サービスの概要

(1) 食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間 朝食 7：30～

昼食 12：00～

夕食 17：45～

(2) 入浴

- ・入浴を週2回以上行います。ただし、利用者の体調等により清拭となる場合があります。

(3) 排泄

- ・利用者の心身の状態に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行います。

(4) 機能訓練

- ・日常生活の中で機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を行います。

(5) 健康管理

- ・医師や看護師が健康管理を行います。

(6) 生活相談

- ・生活相談員等が日常生活に関すること等の相談に応じます。

(7) その他の支援

- ・利用者の安否の確認（21時・23時・4時に居室を巡回訪問し安否を確認する）
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

8 当施設が提供するサービスと利用料金

重要事項説明書別紙のとおり

支払方法・・サービス提供月の翌月に口座引き落としによりお支払いいただきます。

- 9 利用者から他の居室に移る場合の条件及び手続き
- ・利用者から居室の変更希望があった場合には、居室の空き状況により決定します。
 - ・利用者の心身の状況等により居室を変更する必要があると思われる場合には利用者と協議の上決定します。

【第2章 安心してお過ごしいただくために事業所が実施している事項】

10 身体拘束等の禁止

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下。「身体拘束等」と言う。)を行いません。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、施設の定める手続きに従い、その必要性を厳格に判断するとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (3) 法人の制定する身体拘束適正化等の指針に基づき、事業所に身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束等の廃止のための取組を推進し、また、必要な研修を年2回実施します。

11 権利擁護及び虐待等の防止

- (1) 虐待防止のための対策を検討・実施するための虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、その内容を職員に周知します。なお、責任者は施設長とします。
- (2) 法人の定める虐待防止マニュアルに基づき取組を行うとともに、その内容を職員に周知します。また、年2回虐待防止研修を実施します。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに松江市に報告するとともに、松江市の指示の下、事実確認、原因究明及び再発防止のための取組を行います。

12 感染症及び食中毒の防止

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止対策を検討、実施する感染症委員会を設置し、定期的に開催します。また、その結果について職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症または食中毒の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症又は食中毒防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

13 事故防止及び発生時の対応

- (1) 事故発生を防止し、発生した場合の対応を適切に行うための指針を整備します。
- (2) サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、家族、利用者に係る関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、施設の責により事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故又は事故発生の危険性がある事態（ヒヤリハット）が発生したときに、これらに関する報告及び再発防止策を職員に周知徹底します。
- (4) 事故発生を防止するための委員会及び研修会を定期的 to 開催します。

14 利用者の安全の確保を図るための見守りカメラの使用

- (1) 居室内見守りカメラの設置
利用者の離床やベッドからの転落による事故を未然に防止するため、必要な利用者のベッ

ド周辺に見守りカメラを設置し、事故の恐れがある状況になった場合に画像でその状況を確認し、必要な支援を行うこととします。この画像は専ら利用者の状態把握及び万一の際の事後的な検証のみに使用し、その他の用途に使用することはありません。また、苑内LANに接続された特定のパソコン及びスマートフォンのみで閲覧可能なものであり、一定期間経過後は自動的に消去されます。

(2) 苑内監視カメラの設置

不審者侵入対策、及び万一事故が発生した場合の状況把握の目的で玄関、廊下、ホール、食堂等の共用各箇所に監視カメラを設置し、これをスタッフステーションでモニターします。万一事件や事故発生した場合は、監視カメラ画像を活用して状況確認や原因究明を行うこととします。これらデータについても、他の用途に供するものではなく一定期間経過後は自動消去されます。

15 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

| | | | |
|--------------------------------|-------------|---------|--------------|
| 苦情解決責任者 | 小林 恭行 | 苦情受付担当者 | 田中 俊彰・青戸 和彦 |
| 受付時間 | 9時～18時(月～金) | 電話番号 | 0852-61-3515 |
| ・また、苦情受付箱を玄関とフリースペースに設置しております。 | | | |

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

| | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 法人第三者委員 | 岸田 和俊 | 0852-20-6818 |
| | 今岡 輝夫 | 0853-63-1526 |
| 各市町村役場(保険者) | | |
| 島根県国民健康保険団体連合会 | 松江市学園1丁目7番14号 | |
| | | 0852-21-2811 |
| | | 9時～17時(月～金) |

16 緊急時の対応

サービス提供時に、利用者の病状に急変が生じた場合、又はその他必要な場合は速やかに主治医又は下記の医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、あらかじめお届けいただいている緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

17 協力医療機関等

施設では、以下の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

○囑託医

鈴木内科医院 松江市西川津町1198-5

○協力医療機関

松江生協病院 松江市西津田8丁目8-8

松江赤十字病院 松江市母衣町200

おすか歯科医院 松江市黒田町23-4

18 重度化した場合(高度の医療が必要となった場合)の対応の考え方

(1) 当施設では、オンコール(電話連絡)により24時間の看護体制をとっています。利用者の

体調に異常が見受けられた場合、又は様態が急変した場合には、直ちに看護師が嘱託医の指示を受け、必要に応じ、あらかじめ利用者が選定した医療機関に搬送を行います。

- (2) 利用者が入院された場合は、概ね1週間に1度は職員が当該医療機関を訪問し、必要な情報交換を行うとともに、衣類の交換、身の回り品の用意等必要な支援を行います。
- (3) 利用者が継続的に高度の医療を必要とする状態になり、入所継続が困難となった場合は、利用者、ご家族と相談の上、適切な医療機関を紹介することとします。

19 その他サービス提供に当たっての事業所の義務

- ・ サービスを提供する上で知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく第3者に漏らしません。但し、緊急な医療上の必要性又はサービス提供上必要な場合等において、あらかじめ「個人情報使用同意書」により同意をいただいた必要最小限度の範囲において提供を行うものとします。
- ・ 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後2年間保管するとともに、利用者又はその家族等の請求に応じ、閲覧物又は複写物を交付します。

20 非常災害対策

当事業所は、非常災害その他の緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、職員に周知するとともに、当該計画に従って、年2回避難誘導訓練及びその他必要な訓練等を行うものとします。

21 業務継続計画の策定及び実施

- (1) 感染症や非常災害発生時において、利用者への支援を継続的に行い、また、非常体制下での早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定に努めます。
- (2) 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的の実施します。

【第3章 サービスご利用に当たってお守りいただきたい事項】

22 喫煙・飲酒について

- (1) 喫煙は、事業所内の所定の喫煙場所に限っていますので、居室をはじめ他の場所での喫煙を禁止しています。
- (2) 飲酒は、施設内ではご遠慮ください。

23 禁止行為

以下の行為は禁止していますので、ご注意ください。

- (1) 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風気を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 島根県松江市東生馬町37番地12

事業者名 社会福祉法人山陰家庭学院
養護老人ホーム 慈光苑

説明者 職名

氏名

本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けると共に、（介護・介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に同意しました。

（同意者）

本人 住所
氏名

家族 住所
氏名

（続柄）

特定施設入居者生活介護 慈光苑 重要事項説明書別紙

(変更開始日 令和7年9月16日)

サービス利用に係る自己負担額

単位 (円)

| | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 基本単価 (日額) | 181 | 31 | 538 | 604 | 674 | 738 | 807 |
| サービス提供体制強化加算 (I) (日額) | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| 夜間看護体制加算 (II) (日額) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 介護職員等処遇改善加算 (I) | 総月額× 12.8% | 総月額× 12.8% | 総月額× 12.8% | 総月額× 12.8% | 総月額× 12.8% | 総月額× 12.8% | 総月額× 12.8% |

養護老人ホーム入所者が介護保険サービスを利用した場合には、利用者の費用徴収階層に応じて措置費から介護保険利用者負担加算が支弁され、利用料の一部もしくは全額が補助されます。
(但し、高額介護サービス上限月額以下の金額について適用します)

| 費用徴収階層 | 支弁割合 | 費用徴収階層 | 支弁割合 |
|--------|------|--------|------|
| 1 | 100% | 31 | 64% |
| 2～22 | 99% | 32 | 63% |
| 23 | 95% | 33 | 62% |
| 24 | 91% | 34 | 57% |
| 25 | 86% | 35 | 54% |
| 26 | 81% | 36 | 51% |
| 27 | 76% | 37 | 48% |
| 28 | 71% | 38 | 45% |
| 29 | 66% | 39 | 0 |
| 30 | 65% | | |